当院は「身体拘束最小化」に向けた取り組みを行っています

当院では、入院患者さんお一人おひとりの尊厳に基づき、安全・安心な医療を提供するため、身体拘束を原則として行わない方針を定めています。患者さんの生命に危険が及ぶなどやむを得ず制限が必要な場合でも、最小限かつ一時的な対応に留めるよう、以下の取り組みを行っています。

１．病院長による意思表明

病院長は患者さんの尊厳と権利を尊重し、身体拘束最小化に病院全体で取り組む方針を表明するとともに、その内容を全職員に周知・徹底しています。

２．全職員を対象とした継続的な教育

入院患者さんに関わる全職員に対し、年２回以上の研修会を実施しています。身体拘束が心身に与える影響を理解し、適切なケアを実践するための知識を習得しています。

また、職員が身体拘束を行わずにケアするための学習会を行ない、拘束に頼らないケアの工夫も行います。

３．身体拘束最小化チームによる専門的活動

専門チームを設置し、最小化のための定期的な会議を行っています。また、患者さんの状況を確認し、担当看護師などとともに話し合いを行い、患者さんにとって最善の医療が提供できるようにします。

４．定期的な巡回

やむを得ず身体拘束を実施した場合は、定期的な巡回による観察を行います。そして「切迫性」「非代替性」「一時性」の身体拘束３原則に基づく評価を実施し、不要な身体拘束が実施されていないかを判断するとともに速やかに解除します。

５．透明性の確保と身体拘束実施率の公表

当院の「身体拘束最小化に関する指針」や身体拘束実施率を院内掲示やホームページで公表し、情報公開に努めています。

令和８年６月１日

新潟県立柿崎病院 病院長　太田 求磨